

日 銀 業 第 2 1 2 号
2 0 2 1 年 4 月 1 2 日

補完当座預金制度対象先 御中

日 本 銀 行

「補完当座預金制度に関する細則」の一部改正に関する件

日本銀行では、「貸出促進付利制度基本要領」の制定等を決定したこと等¹に伴い、標記規程の一部を別紙. のとおり改正し、本日から実施するとともに、次のとおり適用することとしましたので通知します。

(1) 以下の改正²については、2021年8月16日を起算日とする積み期間における利息の計算から適用します。

- ① 恒常的にマクロ加算残高枠の未利用分が大幅に発生している対象先について当該先のマクロ加算残高枠を一定割合圧縮する等の措置にかかる改正。
- ② 「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」導入以降に当座預金残高が大幅に増加し、かつ、日本銀行に対するネット利払が常態化している対象先について一定金額をマクロ加算残高枠の計算に加算する措置にかかる改正。

(2) (1) に掲げたもの以外の改正については、2021年4月16日を起算日とする積み期間における利息の計算から適用します。

なお、本件にあわせて、日本銀行ホームページに掲載している解説資料（「補完当座預金制度における預り金利息の計算について」³）を更新しておりますので、こちらもご参照ください。

¹ 日本銀行のホームページに掲載している 2021 年 3 月 19 日付「「貸出促進付利制度基本要領」の制定等について」(https://www.boj.or.jp/announcements/release_2021/rel210319c.pdf) をご参照ください。

² 標記規程 4. (3) 柱書およびニ. ならびに (別紙) 中「○「4. (3) に定める金額 (積数)」の算出方法」の (注) および (5)。

³ <https://www5.boj.or.jp/bojnet/hokan/keisan.pdf>

<本件に関する照会先>

日本銀行 業務局総務課 営業・国債業務企画グループ 03-3277-3547

03-3277-2843

以 上

「補完当座預金制度に関する細則」中一部改正

- 1. を次のとおり改める（全面改正）。

1. この細則の趣旨

「補完当座預金制度基本要領」（平成28年1月29日決定。以下「基本要領」といいます。）に基づく当座勘定における預り金等への付利に関する取扱いについては、この細則によるほか、「当座勘定規定」その他日本銀行が定めた規則等の定めるところによります。

- 4. (3) を横線のとおり改める。

(3) 付利対象積み期間における対象預金の平均残高から、法定準備預金額および(2)の金額を減じた金額（零を下回る場合を除きます。）のうち、次のイ. からハ. までの合計金額^(注1)(注2) からニ. の金額を控除した金額に満つるまでの金額については、基本要領4. (3) に定める利率とします。

(注1) 「補完当座預金制度の利息の計算方法におけるマネー・リザーブ・ファンド等に関する特則」（平成28年3月15日決定。以下「MRF 等特則」といいます。）2. (1) に関し、別に定めるところにより、日本銀行にマネー・リザーブ・ファンドの受託残高を報告した対象先（以下「MRF 等特則2. (1) 適用先」といいます。）については、マネー・リザーブ・ファンドごとの基準期間における受託残高に相当する金額または付利対象積み期間における受託残高に相当する金額のいずれか小さい方の金額の合計金額を、イ. からハ. までの合計金額に加えます。

(注2) MRF 等特則2. (2) に定める金額が零を上回る先（以下「MRF 等特則2. (2) 適用先」といいます。）については、日本銀行から個別に通知する金額を、イ. からハ. までの合計金額に加えます。

イ. 基準平均残高^(注1)に別に定める一定比率（零以上とします。以下「基準比率」といいます。）^(注2)を乗じた金額

(注1) 略（不変）

(注2) 基準比率は、~~当初は0とし、その後は原則として3.1~~積み期間ごとに、短期金融市場における取引の動向を踏まえつつ、概ね、対象先全体の対象預金の残高の増減に応じて対象先全体の4. (3) に定める金額が増減するよう、適宜見直

します。基準比率の変更は、日本銀行のホームページ (<https://www.boj.or.jp>)
において公表します。

以下略（不変）

○ 4. (3) ロ. (注) を横線のとおり改める。

(注) 「系統中央機関の会員である金融機関による利用にかかる「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給に関する基本約定」に関する特則」、「系統中央機関の会員である金融機関による利用にかかる「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給に関する基本約定」に関する特則」、「系統中央機関の会員である金融機関による利用にかかる「日本銀行が行う新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションに関する基本約定」に関する特則」および「日本銀行が行う被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する基本約定」に基づく系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫をいいます。以下同じです。）の借入れは、当該系統中央機関の借入れとして取り扱います（当該系統中央機関の会員である金融機関が対象先であっても、当該対象先の借入れとして取り扱いません。）。

○ 4. (3) ハ. を次のとおり改める（全面改正）。

ハ. ロ. の残高のうち、平成28年3月末における次の（イ）から（ハ）までに掲げる借入れの合計残高を上回る金額に、別に定める一定比率（基準比率が零より大きい場合には1とし、基準比率が零の場合には零以上1以下とします。以下「加算比率」といいます。）^(注) を乗じた金額

(注) 加算比率は、基準比率が零の場合に限り、日本銀行のホームページ (<https://www.boj.or.jp>) において公表します。

(イ) 「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給に関する基本約定」に基づく借入れ

(ロ) 「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給に関する基本約定」に基づく借入れ

(ハ) 令和2年6月30日限りで廃止した旧「日本銀行が行う被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する基本約定」に基づく借入れ

- 4. (3) ハ. の次に次のニ. を加える。

ニ. 次の(イ) および(ロ) の合計金額

(イ) 付利対象積み期間の起算日の4か月前の日を起算日とする積み期間から2か月前の日を起算日とする積み期間までの全ての積み期間において、(3) の金額がイ. からハ. までの合計金額^(注1) の50%未満となる場合^(注2) には、イ. からハ. までの合計金額^(注1) に25%を乗じた金額

(注1) (3) (注1) および同(注2) に定める金額を含みます。以下同じです。

(注2) たとえば、令和3年8月16日を起算日とする付利対象積み期間においては、令和3年4月16日を起算日とする積み期間から令和3年6月16日を起算日とする積み期間までの3積み期間連続で50%未満となる場合が対象となります。

(ロ) 対象先から、(イ) に定める金額のほかにイ. からハ. までの合計金額からの控除を希望する旨の申出^(注) があった場合には、当該申出金額

(注) (イ) に定める金額のほかに控除を希望する対象先は、付利対象積み期間の起算日の属する月の前月最終営業日までに、日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ(post.od30@boj.or.jp) にメールにより連絡してください。

- 4. (5) を削る。

- 5. (3) を次のとおり改める(全面改正)。

(3) 付利対象積み期間ごとの利息については、次の計算式により算出します^(注)。このうち、「4.(1) に定める金額(積数)」から「4.(4) に定める金額(積数)」までの具体的な算出方法は(別紙) のとおりです。

(注) 付利対象積み期間中に適用利率が変更された場合には、当該付利対象積み期間における法定準備預金額(積数)、4.(2) の金額(同)、4.(3) の金額(同)、4.(4) の金額(同)を、利率の変更前の期間における対象預金の平均残高(同)に順次割り当て、その割り当てた金額については、それぞれの変更前の適用利率により、また、割り当てられなかった残余の金額(同)については、それぞれの変更後の適用利率により、利息を算出します。

$$\text{利息} = A + B + C + D$$

$$A^{(注)} = \frac{4. (1) \text{に定める金額 (積数)} \times 4. (1) \text{に定める利率 (\%)}}{365 \times 100}$$

$$B^{(注)} = \frac{4. (2) \text{に定める金額 (積数)} \times 4. (2) \text{に定める利率 (\%)}}{365 \times 100}$$

$$C^{(注)} = \frac{4. (3) \text{に定める金額 (積数)} \times 4. (3) \text{に定める利率 (\%)}}{365 \times 100}$$

$$D^{(注)} = \frac{4. (4) \text{に定める金額 (積数)} \times 4. (4) \text{に定める利率 (\%)}}{365 \times 100}$$

(注) 円位未満切捨とします。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 利息の決済方法^(注)

(注) 5. (3) に定める利息の計算式において、利息の金額が正となる場合には、日本銀行が対象先に利息を支払い、負となる場合には、日本銀行は対象先から利息の支払いを受けます。

(1) 略 (不変)

(2) 略 (不変)

(3) 対象先は、決済日に日本銀行が入金を行う金額について、当該先が算出した金額との照合を希望する場合には、当該決済日の3営業日前の日の正午以降、日本銀行^(注)に対して電話により連絡してください。

以下略 (不変)

○ 7. および8. を横線のとおり改める。

7. 資料の提出等

対象先は、日本銀行が当座預金等への付利にかかる補完当座預金制度の適切な運用を確保するために必要と認める場合には、日本銀行の求めに応じ、その保有する現金の状況に関する資料の提出その他の情報提供を行うものとします。

8. 細則の改正等

日本銀行は、~~当座預金等への付利にかかる~~補完当座預金制度の適切な運用を確保するために必要と認める場合には、この細則を履行するための手続その他その履行に必要な事項を定めるほか、この細則を改正することができるものとします。

- 8. の次に次の（別紙）を加える。

付利の対象となる金額の算出方法

5. (3) に定める計算式における「4. (1) に定める金額 (積数)」から「4. (4) に定める金額 (積数)」までの具体的な算出方法は、以下のとおりです。

また、日本銀行ホームページに掲載している「補完当座預金制度における預り金利息の計算について」(<https://www5.boj.or.jp/bojnet/hokan/keisan.pdf>) もあわせてご参照ください。

○ 「4. (1) に定める金額 (積数)」の算出方法

「付利対象積み期間における毎日 (銀行休業日の場合には、その前営業日とします。以下同じです。) の終業時の対象預金の残高の合計金額 (①)」のうち、付利対象積み期間にかかる法定準備預金額の同期間における積数 (積数 a) に満つるまでの金額とします。

○ 「4. (2) に定める金額 (積数)」の算出方法

①から積数 a を減じた金額 (零を下回る場合を除きます。) のうち、「基準期間における毎日の終業時の対象預金の残高の合計金額に付利対象積み期間の日数 / 365 を乗じた積数 (②)」 (円位未満切捨とします。) から積数 a を減じた金額 (零を下回る場合を除きます。) に満つるまでの金額 (積数 b) とします。

○ 「4. (3) に定める金額 (積数)」の算出方法

①から、積数 a および積数 b を減じた金額 (零を下回る場合を除きます。) のうち、次の (1) から (5) までに掲げる金額の合計金額^(注) に満つるまでの金額 (積数 c) とします。

(注) 対象先が 4. (3) ニ. (イ) に定める条件を満たす場合には、当該合計金額から、次の (1) から (5) までに掲げる金額の合計金額に 25% を乗じた金額 (円位未満切捨とします。) を控除します。また、4. (3) ニ. (ロ) に定める申出があった場合には、当該申出金額を控除します。

(1) ②に基準比率を乗じた金額 (円位未満切捨とします。)

—— 新規先については、②の金額に代えて、「みなし基準期間 (ただし、みな

し基準期間における付利対象積み期間ごとの利息の計算においては、当該先が補完当座預金制度の対象となった日を含む積み期間から付利対象積み期間までの期間とします。)における毎日の終業時の対象預金の残高の合計金額に付利対象積み期間の日数/同期間の日数を乗じた積数」(円位未満切捨とします。)を使用します。

(2) 付利対象積み期間における4.(3)ロ.に定める借入れの毎日の終業時の残高の合計金額(③)

(3) ③のうち、「平成28年3月末における4.(3)ハ.に定める借入れの合計残高に付利対象積み期間の日数を乗じた積数」を上回る金額に、加算比率を乗じた金額(円位未満切捨とします。)

(4) マネー・リザーブ・ファンドごとに、「基準期間における受託残高の積数を365で除し付利対象積み期間の日数を乗じた金額」(円位未満切捨とします。)または「付利対象積み期間における受託残高の積数」のいずれか小さい方の金額を算出し、合計した金額

—— MRF等特則2.(1)適用先に限ります。

(5) MRF等特則2.(2)に関し、日本銀行から個別に通知する金額に付利対象積み期間の日数を乗じた金額

—— MRF等特則2.(2)適用先に限ります。

○ 「4.(4)に定める金額(積数)」の算出方法

①から、積数a、積数bおよび積数cを減じた金額(零を下回る場合を除きます。)とします。